

浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 会員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム要綱（以下「PF要綱」という。）第4条の規定に基づき組織される、会員に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム（以下「PF」という。）の会員の種別、登録手続き等を明らかにすることで円滑な会員運営を行い、もって本市におけるデジタル・スマートシティの推進を図る。

(会員種別)

第3条 会員の種別は次の区分による。

一 一号会員（運営会員）

PF要綱別表に記載の団体又は有識者

二 二号会員（パートナー会員）

会員の登録申請に加え、PFの活動に資する役務の提供、本市を活動領域とした具体的な事業の提案、共催事業の開催等を申し出、会長に承認された団体

三 三号会員（一般会員）

会員の登録申請を行い、会長に承認された団体

(登録申請)

第4条 前条第2号又は第3号の会員としての登録を希望する団体は、PFホームページ上の会員登録申請フォームにより、登録の申請を行うものとする。

(登録承認)

第5条 PF会長は、前条の申請があったときは速やかに内容の確認を行い、疑義がなければ登録の承認を行う。

2 PF会長は、前項の承認を行ったときは、登録の申請を行った会員に対し速やかに通知する。

(掲載及びその同意)

第6条 PF会長は、登録の承認をした会員の情報をPFホームページに掲載する。

2 会員は前条の掲載について異議を述べないものとする。

(会員期間・退会等)

第 7 条 会員として P F に参加できる期間は、第 3 条の会員種別に応じ、次のとおりとする。

一 一号会員 (運営会員)

P F 要綱第 4 条第 1 項第 1 号に基づき、別表に掲げられている間

二 二号会員 (パートナー会員)

登録の承認日から当該年度末まで。ただし、更新を妨げない。更新を希望する会員は、翌年度分の登録申請を行うものとする。

三 三号会員 (一般会員)

退会し又は除名されるまでの間

2 会員は、前項第 2 号により二号会員 (パートナー会員) としての身分を失ったときであっても、なお三号会員 (一般会員) としての身分を有する。

3 会員は、第 1 項の期間にかかわらず、P F 会長に対して書面により届け出ることにより、P F から退会することができる。

4 P F 会長は、第 1 項の期間にかかわらず、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員を除名することができる。

一 P F 要綱若しくはこの要綱に違反し又は P F の信用を著しく害したとき

二 会員が解散若しくは営業を停止し又は活動実態がないと認められたとき

三 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

四 その他 P F の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(会費等)

第 8 条 会費及び入会金は、無料とする。

(事業化分科会設置の提案)

第 9 条 一号会員 (運営会員) 又は二号会員 (パートナー会員) は、運営委員会 (P F 要綱第 7 条の規定に基づき設置される運営委員会をいう。) に対して事業化分科会の設置を提案できる。

2 事業化分科会の設置及び運営に関する事項については、別に定める「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム 事業化分科会要綱」による。

(会員情報の発信)

第 10 条 一号会員 (運営会員) 又は二号会員 (パートナー会員) は、当該会員の有する技術・サービス等の情報を、P F 会長が P F の目的に合致すると認める範囲かつ方法で、他の会員に対し周知することができる。

(要綱の制定改廃)

第11条 この要綱の制定改廃は市長が行い、改廃した場合は、遅滞なく会員に通知する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。